

第20回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年1月29日(金) 午前10時10分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 横 山 弘 昭

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 調査報告 農業・農村活性化検討特別委員会調査報告

日程第 7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 8 議案第1号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 9 議案第2号 贈与税の納税猶予等に関する適格者証明について

日程第10 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第20回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

時節柄大変お忙しい中、今月2回目の総会に委員全員の御出席をいただきまして大変ありがとうございます。先日の大雪では、町内でも雪害の心配もされましたけれども、思ったより被害もなくよかったなと思っております。

先日からJAの経営会議が始まりまして、その中で生乳受託額と販売実績の報告がありました。1月中旬では105.8%、管内でも103.3%ということで、平成27年度の出荷乳量が初めて10万トンクリアするというような報告があり、見込みでは10万792トン、約10万800トンになるとのことで、町内1万5,000ヘクタールの草地在有効に利用されているのかなと思っておるところでございます。今後も、農地が有効利用されるように農地行政等を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、昨年から進めております農業・農村活性化特別委員会の調査報告がこのあとありますので、この件についてもよろしくお願ひしたいと思ひますし、総会終了後は今年4月からの農業委員会制度改正に伴う農業委員の選出方法についてということで、局長に講師をお願ひして勉強会を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日は報告1件、議案2件の提案をさせていただいておりますので、よろしく御審議をお願ひし、開催にあたっての挨拶に代えさせていただきます。本日は大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番 百々委員、3番 永洞委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長	日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。 日程第6 農業・農村活性化検討特別委員会調査報告をいたします。 本件につきましては、農業・農村活性化検討特別委員会で調査検討した事項について、この度最終報告書の提出がありました。 職員に報告書を朗読させます。
農 政 係 長	(報告書朗読あるも省略)
議 長	次に、委員長より口頭報告を求めます。
委 員 長	(口頭報告あるも省略)
議 長	ただいま委員長から報告をいただきました。 本報告に対し、質疑があれば、これを受けます。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑がないようなので、これで特別委員会の報告を終わります。 今後の対応ですが、農業委員会の役員会を今月中旬頃に開催し、2月総会に提案する建議書(案)について協議をし、2月総会で決定をいただきましたら、町長へは3月初旬に建議書を提出する予定であります。 日程第7 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

本件は、1件の届出であります。整理番号1の届出人は、榊町〇〇番地、〇〇〇〇氏で、榊町〇〇〇番地、〇〇〇〇氏名義の農地について、時効取得により所有権を取得したものでございます。今回の届出により取得した土地の現況地目は、採草放牧地〇〇筆、山林〇〇筆、原野〇筆の合計〇〇筆で、面積は〇〇万〇〇〇m²、権利を取得した日は平成〇年〇月〇日でございます。土地の詳細につきましては、議案書4ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

10番白川委員

白川委員

この報告の時効取得の内容と経過について説明をお願いいたします

農地係長

経過ですけれども、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで釧路地方法務局より農業委員会へ通知書と登記簿謄本の送付がございました。

内容ですが、所有権の時効取得といひまして民法で規定されております。20年間所有の意思を持って平穩かつ公然に他人のものを占有することによって、所有権を時効により取得できるものでございます。所有権の移転月日は占有開始である平成〇年〇月〇日で、現在まで20年を経過していることによる所有権の取得でございます。登記事務に携わった司法書士に電話で確認しておりますが、合意承諾による所有権移転の届出であるということです。

また、これは本題から外れますが、この土地はもともと〇〇人の方々が共有している土地でございまして、〇〇〇〇さんは平成〇〇年にこの土地の〇〇分の〇〇を相続により所有権を得ております。この度〇〇さんからは〇〇分の〇〇を所有権移転しておりますので、残りの〇〇分の〇〇は他の〇〇名の方々が共有してい

		<p>る状況になります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	他に、質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>次に、討論を省略し、採決いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
各	委員	(異議なしの声)
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。</p>
		<p>日程第8 議案第1号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。</p> <p>提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事	務	<p>局長 議案第1号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。</p> <p>本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入1件に伴う農用地利用集積計画の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西10線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものであります。</p> <p>以上、双方の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促</p>

進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第1号の質疑を行います。本案については浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。
退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議長 日程第9 議案第2号贈与税の納税猶予等に関する適格者証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号贈与税納税猶予等に関する適格者証明について、提案の理由及びそ

の内容を御説明申し上げます。

贈与税の納税猶予制度は、農業経営の近代化に資するため、農地の細分化防止と農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられた制度でございますが、租税特別措置法第70条の4第1項では、「農業を営む者が、その農業に供している農地の全部を、後継者である推定相続人の一人に一括して贈与した場合は、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した時には、その税額は免除する。」と規定されております。

また、納税猶予を受けるに当たっての贈与者及び受贈者の要件が、租税特別措置法施行令第40条の6第1項及び第6項で規定されており、贈与者については、「贈与をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人」、受贈者については、一つ目として「農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること。」、二つ目として「農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。」、三つ目として、「農地を取得した日以後、速やかに農業経営を行うと認められること。」となっております。

さらに、納税猶予を受けるための手続の方法が、租税特別措置法施行規則第23条の7第2項で規定されており、「証明は、所在地を管轄する農業委員会が、当該受贈人が要件の全てに該当することを明らかにする事実を記載した書類により行うものとする。」とされております。

今回の証明は、今年度新たに農地の贈与を受けた3名について、受贈者としての要件に該当し、納税猶予を受ける者として適格であることの証明をいただくものでございますが、議案関係資料に添付している「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」のとおり、それぞれの要件は満たしているものと思われま

す。なお、この適格者証明書については、贈与税とあわせて発生する不動産取得税の徴収猶予申告書への添付書類となっており、さらに贈与税の暦年課税制度を選択した者の税務署への提出書類となっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程については、2月23日、火曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、2月23日、火曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 意義がないようなので、次回総会日程については、2月23日、火曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第20回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時15分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 1番 百々 英夫

浜中町農業委員会 3番 永洞 忠志

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第20回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判 断 の 理 由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える 同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—